

第3回滋賀県公文書管理に関する有識者懇話会 議事概要

日 時 平成27年12月22日（火）午後1時15分～3時50分

場 所 滋賀県大津合同庁舎7A会議室

出席者 青柳委員、梅澤委員、大賀委員、大橋委員、佐伯委員
澤田課長、八田室長、県民情報室職員

配布資料 別添のとおり

会議概要 次のとおり

1 開 会

2 議 題

(1) 公文書館機能における課題

事務局から資料1に基づき、説明を行った。

事務局から資料2－(1)「寄贈・寄託」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

今、県政史料室に寄贈や寄託を依頼されているようなケースはあるのですか。

(事務局)

今のところ、具体的にはないです。話があったこともありますが、近くの資料館等に話をさせていただくように言っています。

(青柳委員)

県立図書館や琵琶湖文化館に、膳所藩関係や大津事件関係の近世・近代の資料を移管した経緯があるということでしたが、県立図書館では、新しい寄贈を受け入れているのですか。琵琶湖文化館が、ああいった形で公開はストップしていますが、新規の寄贈寄託を受け入れている話は知っているのですが。

県に関係する資料で、図書館が受け入れていないのであれば、県として何らかの形で受け入れるということは当然あっていい話だと思うのですが。

(梅澤委員)

受け入れていないわけではないと思いますが、関係性がどれくらい深いかなど、ケースバイケースだと思います。何でも受け入れると際限ないことになりすし、

地元にしたほうがいいものもあるので、県に関わるものかどうかが一番ポイントになるのではないかと思います。だめという言い方はしていないと思うのですが、そもそもこの公文書センターが出来たときに、明治以前のものは、歴史資料として県立図書館にということでした。そういう関わりで言えば、滋賀県に関するもので近世のものであれば向こうに置いた方が、繋がりがあるという解釈ができたと思います。それ以上の地域の細かいものを受け入れるかどうかは、いろいろ相談していると思います。

(佐伯委員)

大津事件資料や膳所藩資料は、歴史的価値のあるものですよね。そういうものは、図書館に置いて、県民がいつでも見られるような状態にしておいた方がいいということはないのでしょうか。公文書館で保存すべきものよりも、図書館で保存した方がいい気がします。

(梅澤委員)

県の公文書館、つまり県政史料室で置くことで、公文書の保管につながるのであれば、こちらに置いた方がいいという解釈もあるかと思います。

(青柳委員)

県庁引継ぎ文書で、近世の段階の史料がいくらかありますよね。

(事務局)

ほとんどありません。文書（もんじょ）もほとんどなく、元々残っているものはありますが、どこかから新たに寄贈されたものではありません。

(梅澤委員)

この平成25年に膳所藩資料8冊というのは、最初に分けたときの片割れみたいなものが出てきたのです。それで、向こうでまとめた方がいいだろうということで県立図書館に持って行きました。

(青柳委員)

平成25年だと一昨年ですから、つい最近見つかったのですね。

(梅澤委員)

そうです。県指定有形文化財にするにあたって全て精査したのですが、その時に、どういう経緯かは分からないですが、片割れになっているものがあるということで整理しました。

(青柳委員)

公文書館には地域の歴史を表すものだというので、近世以来の資料を受け入れているところと、県の行政文書ということで、県が発足して以降の文書に限るという二つのパターンがあって、現時点では、滋賀県は後者です。実際、膳所藩資料を既に県立図書館に移管しているわけですから、そこはその線引きでいいのではないかと思います。今後、県で受け入れるとしたら、いったい何なのか。公文書館でも、受け入れた文書例や受け入れる基準を定めています。これをきちん

と定めておく必要があります。

(大橋委員)

県に関してあるかどうかわからないのですが、戦後に焼いてしまえという国からも命令が出たけれども、これは焼くべきではないと職員がこっそり家で保管していて、それが後になって見つかって、重要だということで展示されている例が県内の地方にはあります。そう考えると、近世のものであっても、県でそういうことがあってもおかしくないと思いますので、門戸を開いておくことは大事ではないかと私は思います。

(佐伯委員)

この国立公文書館の受入れの基準ですが、国のところを県に代えて同じような基準を作れば、受入れ基準として確立できると考えてよいのでしょうか。寄贈されることはあると思うので、その時にどうしたらよいかを判断しなければならなくなります。その時に何の基準もなければきちんとした判断ができなくなりますので、基準は作っておくべきかと思います。

(事務局)

方向性のところに書いていますように、寄贈は受け入れるということで、何らかの基準を作っていけたらと考えています。

(大賀委員)

当館の場合の基準については、公文書管理法ができて正式に寄贈寄託を受けることができるということで始まりました。行政機関の記録だけでは分からない部分があるのではないかという有識者の先生の御意見もありました。意思決定に関わった方の行動や決定の経緯が分かるようなものということで、総理大臣経験者やそういう方々がお持ちになっていたもの、館が現在保存している資料に記録された情報を補完するもの等、かなり限定的にはなっております。

一番下に書いてありますKDDIにつきましては、戦後すぐ通信省の文書が業務とともに民間に移ったもので、基準としては(3)に該当するというところで受け入れております。

当館の場合は、一番多いのはやはり昭和20年から30年あたりではないかと思っております。必ずしも個人だけではなく、国の機関が民間化した場合に、業務の継承とともにお持ちになった文書で、現在は民間文書というものがあります。そういったものはどちらでも保存する可能性としてはあるものかと思っております。そこは一括して管理していくか、保存していくかということになるのかと思っております。

(佐伯委員)

県だと、(3)の基準は必要ないことになりますか。(1)(2)は県でも同じように使えるのではないかと思います。

(事務局)

民営化されると散逸してしまいますので、そういうものについてはしっかり残

していく必要があるかと思います。

(佐伯委員)

2-1については、基準を作っていくということです。

事務局から資料2-(2)「地方機関等の歴史的文書」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(佐伯委員)

地方機関が管理しているものを一元的に県政史料室に移管した方がいいというのは、保存のためにきちんと人を置きたい、またそれを利用できるような状態にしておくためにそうするわけですね。しかし、そうではなくて、大学等で特別な管理がされていて、見学に訪れる人がたくさんあるようなところで、ガイドライン等を作って利用や保存をきちんとしていけば、それはそれで任せておけばいいという考え方ですね。

(事務局)

そうです。

(佐伯委員)

大学の研究資料等は、おそらく大学の規則等で公開することになっているのではないのでしょうか。図書館に大体保存されているのではないですか。

(青柳委員)

研究に使用するという事で、図書館資料を使つての研究ならそうでしょうけれど、教員や個人が研究に用いている資料というのは扱いが難しいです。個人個人の管理に任されています。大学の文書管理の上で、研究業績や成果を大学としてどのように検証していくかですが、できていないところが多いです。各大学のアーカイブズが取り組んでいるところですが、位置付けがきちんとできていないところではないかと思います。何とか文庫という形で、その先生の蔵書なり研究で収集した資料を大学で引き継いでいるケースは、資料を公開まで持っていきやすいです。

(大橋委員)

情報公開の観点から言っても、基本的には、特別な管理をせずに一元的に管理していく方がいいのだらうと思うのですが、どうしても特別な管理が必要ということであれば、情報公開の対象外になってしまうということですので、不服申し立てができるような仕組みが必要だと思います。

(事務局)

一番心配していましたのは、地方機関の文書も全て本庁の県政史料室で引き受けると、たくさん文書が来て、文書庫が持たなくなるのではないかとということ

した。地方機関に聞いてみると、残っているのだけれども、土地の関係等で使っているの、すぐには移管しないということでした。そういうことを見越すと、本庁で受け入れることをそれほど恐れることではないということでした。

もう一つは、こちらに持って来るよりも、その場所で閲覧できるような体制ができれば、現地で持っていた方がいい資料もあるということです。現用文書で情報公開できるかどうかは、また違う問題がありまして、そういう研究成果の扱いをどうするかということは、情報公開の世界の話も絡むのですが、一定の年月が経過して歴史的なものとして公開できるようにする場合にも、そちらの機関で扱ってもらえればいいかと思っています。ただ、先生がおっしゃったように、個人の研究などは区別が難しいので、どのように分けるかは悩みどころです。

(佐伯委員)

大学は情報公開条例の対象ではないのですか。

(事務局)

いえ、なっています。情報公開請求自体はあまりありません。また、研究機関はたくさんあります。琵琶湖環境科学研究センターで行った放射能拡散のシミュレーションについて、研究成果をどう扱うか議論がありました。

(青柳委員)

一元的に地方機関の文書を収集して利用に供することを原則とする方向がいいとは思いますが、例外規定をどうはっきりさせておくかだと思います。県立美術館と県立琵琶湖博物館についてはこのままで、近江学園や水産試験場など、どの機関については例外とする、あるいはどういった種類の資料については例外とするということをはっきり定めておかないと、一元管理にはならないと思います。例外が拡大解釈されても困ります。

(佐伯委員)

大学も例外でしょうか。

(青柳委員)

県立大学はどうしているのでしょうか。前から気にしているのですが、県立大学が自前で管理・公開のシステムを作ればそれでいいのではないかと思います。

(事務局)

総務や管理部門ではきちんと文書を作っていますが、先生方が研究されている資料についてはノータッチの部分もあるかと思います。

(青柳委員)

滋賀大学でもそうです。科研費ですとか、大学が研究プロジェクトとして予算を出している題目や成果報告書は分かりますが、立ち入って大学がそこまで管理しないといけないものかということもあります。個人の研究に踏み込むのは難しいです。

(事務局)

科研費の申請などは公文書と分かるのですが、それぞれの先生の研究資料までとなると、難しいのではないかと考えています。

(大橋委員)

先進県を見ていますと、特別の管理の対象にしているのは、あくまでも一般の利用に供することを目的とすることが担保されているのですけれど、やはりそこを明確にしておかなければ、県民がアクセスできない情報が増えるのではないかと危惧します。あくまでも、図書館や美術館なりの方が一般の人がアクセスする回数が増える、あるいは広く知ってもらえるという条件があつての特別の管理だと思います。

(佐伯委員)

図書館だと土日も行けるけれど、県政史料室だと土日は見られないということもあります。

(大橋委員)

特別の管理をしたがために県民がアクセスできないということは、なるべく避けたいです。

(佐伯委員)

県政史料室に移管して一元管理ということが原則なのだけれども、例外的に特別の管理を認めましょう、そして特別の管理を認める場合には、やはりそれが県民にとってアクセスできやすいものでなければならぬということでしょうか。大学等の研究に用いる資料等の保存・公開等の問題については、難しい問題がありますので、そこは立ち入れないかと思っています。研究成果については、公表ということになるかと思っています。

事務局から資料 2 - (3) 「保存環境」に基づき、説明を行った。

< 質疑応答 >

(青柳委員)

滋賀県の防火対策がハロンガスなのですが、これは大丈夫なのですか。オゾン層破壊物質なので、使われているのは窒素でしょうか。二酸化炭素も人体に影響があるので最近使われなくなってきました。使っていて大丈夫なのかということが単純な疑問としてありますが、いかがですか。

(事務局)

作った時からこれでした。実際に火事になったこともないので、ハロンガスが噴き出したこともないので、これでいいのかなど。

(青柳委員)

だいぶ前から、ハロン自体があまり使わない方向になっている気がします。

(大賀委員)

国立公文書館の補足をさせていただきますと、本館の建物自体は1971年の建物ですので、大部分がCO₂のままです。

くん蒸については、受入れ時に一回だけやっており、恒常的に書庫燻蒸をするとか資料を何度も燻蒸するといったことはしていません。受け入れるときに水際できちんとクリーニングしましょうという趣旨でやっているものです。

温湿度につきましては、本館は書庫が地下であること、つくば分館は窓がない構造で、壁が二重構造で空気の層があります。モニタリングは24時間やっておりますが、空調は基本的に営業時間内の9時から5時でやっています。人が出入りするのが一番温湿度に影響がありますので、そういう意味で言えば、モニタリングはきちんとしておく必要がありますけれど、必ずしも24時間機械を動かさなければならぬのかというと、それは違うと思います。

もう一つは、日格差、一日の間で大幅に変動するのがよくないということも言われております。地球温暖化の話もあり、22度のままでいいのかという議論があることも事実です。寒い時期は多少下げてもどうかとか、今いろいろな議論が出ているところではあります。

保存容器につきましては、今、当館の方も保存状況を見ながら手を付け始めています。特に形態がばらばらだったり、保存状態の悪いものから順次、保存容器を作るのであれば中性紙の中に入れましょうということで、始めている状況です。まだまだ全部がこういう体制になっているわけではありません。

(青柳委員)

防火対策は、うちの史料館も、今、資料を収納できる場所が3箇所あるのですが、うち1箇所がCO₂のままなので、あまり偉そうなことは言えないのですが、滋賀県は環境県と言っている以上は、ハロンなのかどうか、確認した方がいいと思います。

今もおっしゃられたように、湿度が安定していればかなり大丈夫だとは思いますが、ただ、清掃が年に1回程度と比較的頻度が少ないので、一度ぐらい文化財害虫とカビ等の浮遊のモニタリングはやった方がいいのではないのでしょうか。ちなみにうちは、月に1回業者さんに頼んで、歩行性昆虫のモニタリングと浮遊真菌のチェックをしてもらっています。

(事務局)

いるかないかを見てもらうのですか。

(青柳委員)

そうです。モニタリング自体は、書庫スペースと館内全体に渡ってやっております。

(梅澤委員)

この場合は、7階を専用で使っているわけではないです。

(事務局)

書庫としては、県政史料室だけではないです。

(梅澤委員)

いろいろな現用文書の出入りもありますので、そのあたりが少し難しいかと思
います。

(佐伯委員)

2-3については、防火対策のハロンガスは少し見直した方がいいということ
で、清掃についてももう少し回数を増やした方がいい、モニタリングをした方が
いいということです。

事務局から資料2-(4)「代替物の作成・修復」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大賀委員)

国立公文書館の取組のところに補足させていただきたいのですが、今、紙媒体
のマイクロフィルム化は行っておりません。現在は紙から直接デジタル化してい
ます。

平成22年度に、「歴史公文書等保存方法検討有識者会議」を行いまして、どう
いった手段で紙からの代替物を作成するかということを検討させていただきました。
その結果として、比較的保存状況が良好な場合はデジタル化による複製物の
作成をという御意見をいただきましたので、それをもとに、紙からの媒体変換は、
デジタル化を主にやっています。

デジタル化ですと、今はカラーでできますが、マイクロですと、モノクロにな
ってしまいます。カラーで提供できることは利用者にとって利便性も高いですし、
元々インターネットで公開するシステムを持っていたので、そこに紙媒体から
1工程で提供できるということもありましたので、マイクロ化は平成25年度が
最後で、そこから後は全て紙媒体から直接デジタル化にしています。

平成26年度に紙媒体とマイクロ化と両方ありましたのは、紙媒体から直接デジ
タル化する以前はマイクロフィルムという中間媒体の資源がありましたので、そ
れからデジタル化作業をする方が効率的に進めることができ、目録もきちんと整
備されていたので、それを行っていました。現在はマイクロフィルムからの
デジタル化は、ほぼ終わりました、紙からのデジタル化一本となっています。

(青柳委員)

デジタル化は当然進めるべきですし、資料のデータをそのまま提供する方法を
検討する必要はないかと言われれば必要だと思います。

(佐伯委員)

デジタル化に関しては、それで費用が高くなるわけでもないのですよね。

(事務局)

スキャンする職員の手間がかかります。カメラでする方法もありますが、スキャナがあります。

(梅澤委員)

現実的には、のどのところを外して解綴しないと、それほどきれいに撮れません。

(事務局)

研究者の人は、自分で撮った方がきれいに撮れるという場合もあるかもしれませんが。こちらのデータでよければということです。

(梅澤委員)

本当にデジタル化して使えるようにするのであれば、簿冊をほどいて全部撮れる状態にして、その複製を見てもらうというようにしないと、あのままだと使えるのかなという気はします。のどのところなど、図面でもずいぶん見えないものもあります。

(大橋委員)

先日記憶遺産になりました東寺の百合文書は、府立総合資料館が全面的にデジタル化されて、どこからでも見られるようになっています。検索もできますし、実際に実物を見なくてもそれだけでデジタル化されて内容が読めて、写真と解読したものがセットになって検索できるというシステムになっています。わざわざ本物を見る必要がないので、資料の保存にも非常に役立ちますし、遠隔地からの利用にも役立ちます。そういう意味では重要なものから少しずつでも進めるべきだろうと思います。それが何より劣化を防ぐ最大の方法だと思います。

(梅澤委員)

これをするときには、腹を決めなければいけないです。そこまでするのであれば、全部外して、その後は、それはよほどのことがなければ見ないという前提で綴じ直すという作業をするという話です。ばらばらのものを置いておくわけにもいかないと思います。

(青柳委員)

デジタル化してそれを一体どんな用途と考えるかですね。デジタル画像の方が、検索等しやすいということで、ある程度それを見てもらって、どうしてもものどの部分などが見られない場合には、現物を見てもらうということにするのか、それとも、基本的に現物は保存のために見せないということにして、その代わり完璧なデジタル画像を作成するのか、どちらなのか。

(梅澤委員)

それを決めないと、ただデジタル化しても中途半端なものになってしまうおそれがあります。

(事務局)

優先順位をつけてしていく。利用が多いものからするとか、劣化が進んでいる

ものを特別にやっていくとか、少し整理が必要かと思います。

(佐伯委員)

大量な文書がありますから、どれから手を付けるかですね。

(青柳委員)

簿冊をほどいてそれを全部スキャンするには、相当の手間と時間がかかります。逆にそれで資料を破壊しそうな気もするので、そこは実物に合わせて要検討です。

(梅澤委員)

簿冊を開いてスキャンで抑えるだけでも結構負担です。

切ってしまうても、元の状態に戻すかどうかという問題で、こちらの場合ですと、これまでに途中で綴じ直しをしている簿冊もあり、全部が当初からのオリジナルのままではないです。オリジナル性というものをどこまで求めるのかという問題も残ります。ですから、外してスキャンして、それを元のままに戻さなくてもある程度綴じておけばいいという考え方もあるかと思います。

また所蔵史料すべてでなくても、その中から例えば大津事件とか、利用頻度から優先順位の高いものを、そういう形にする方法もあると思います。

(事務局)

国立公文書館は、全部デジタル化されるということですが、全部開いてですか。

(大賀委員)

基本的に開いただけでしています。今出ていたようなお話は、マイクロフィルムなどの何らかの複製物を作る際に必ず発生する問題です。

マイクロフィルム化するときは、資料によっては、解綴したことはございます。その中で、解綴するので、ゼムクリップやピンやホッチキスなど錆の原因になるような物を全部取り除くといった作業を一緒にやりました。

大きさが違う用紙を綴じるときに、枕と俗に言いますが、新聞等で作ったものが入っています。すると、そこが触っていた文書だけ茶色くなっていることもあります。そういうものも綴じ直すのであれば、中性紙のものに入れ替えることもやりました。資料によってはこれ以上触らない方がよいという場合もありますので、館内で、どういう方針で作業をするか選択肢を考えられて、コンセンサスをとっていくということになるかと思います。

国立公文書館では、今は、あまり厚手のものを直接デジタル化していませんが、オーバーヘッドスキャナを使う前提としてやっています。

(梅澤委員)

オーバーヘッドスキャナだと負担が少ないのですか。

(大賀委員)

フラットベットよりは少ないです。ただ、撮影面を平らにするためにどうしてもガラスはかけます。マイクロフィルムを撮影しているときに使いましたが、下

の資料を置く台が左右でシーソーのようになって多少高さを調節するといった、厚みが違うものを平らに無理なく合わせていくなど、そういったノウハウは現在も使っています。

(青柳委員)

手間さえかけて大丈夫なのであれば、ゼムクリップやホッチキス、セロテープなどで補修してあって、それが劣化の原因になっていることが、近代の文書では結構あります。デジタル化する時に全部開いて丁寧に見ますので。コンディションのチェックにもなります。それはした方がいいのですが、やはり手間との相談でもあります。

(梅澤委員)

古い文書で、図面などはデジタル化してしまった方が傷みません。戦後になってそれを開けてみて、破れやすいからとセロテープで補修してあったりしますので、先生がおっしゃるように点検する必要があります。

(青柳委員)

セロテープは一番まずいです。

(佐伯委員)

デジタル化の方向だけれども、優先順位を付けて考えるということですね。

事務局から資料 2 - (5) 「利用請求」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(佐伯委員)

これは、公文書管理条例を作るのであれば当然決定期限を設けなければならないので、議論の余地もないかと思います。15日、30日と他の条例でも同じようになっているので、当然の要請と考えます。

事務局から資料 2 - (6) 「簡便な利用」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

今は、滋賀県は歴史的な文書であっても、事前申請の形を取っているのですか。

(事務局)

申請書を書いていただいて、公開しています。実際に事前審査を行って審査済みになっているものがごくわずかしかないので、基本的には申請があるたびに審査をする形になっています。

(青柳委員)

簡便な利用で利用できる資料が多いに越したことはないのですが、その場合の事前審査のやり方ですが、これはどうでしょうか。

(事務局)

簿冊単位で事前審査ができているものについては、印がしてあります。ざっと数えてみましたら、大体8分の1、12.6%については、事前審査でどういうものか、見せてもいいのか、閲覧していただけない部分があるのか、チェックはしています。

今は簿冊ごとではなく、件名ごとに申請されるので、簿冊全体をチェックすることが少なく、件名だけのチェックです。逆に言えば早いのですが、簿冊全体をチェックするわけではありません。平均しますと大体1週間ぐらいですが、待つていただく場合もあります。申請される数の問題ですので、すぐ見られるものもあります。

(佐伯委員)

一番いいのは、この簡便な方法で全ての文書が目録化されていて、事前審査も済んでいて、図書館のように、カードを出したらすぐに見せてもらえるというのがいいのでしょうか。

(青柳委員)

こればかりは年限で切ることも難しいでしょうし、簿冊の中身を点検して、OKか要審査になるのか、手間をかけるしかないです。

(梅澤委員)

蓄積していった透明度を高めるしかないでしょう。スタッフを充実させてそういう作業だけさせるとかです。

(青柳委員)

やはり人ですね。

(事務局)

利用者の方には、あらかじめ待つていただくように言ってはいます。

(青柳委員)

自治体史の編さんに関わっていた時に、僕は近世が専門なので近現代史は担当の方の話の聞いているという立場なのですが、もう少し早く許可が下りればいいという話は聞こえていました。なるべく事前審査を促進する方向で、後半スタッフの話も出てくるようですので、それも含めて考えてほしいです。

(事務局)

国立公文書館は、驚異的な簡便な方法の率ですね。

(大賀委員)

これは、当館の場合、公開になっているものが多いという現実があります。内閣文庫の古典籍や明治時代の内閣等の文書10万冊ぐらい元々ずっと公開になっていました。所蔵資料の中で公開のものがどのくらいあるかなど、こういう方法が必要か必要でないかは、資料の内訳によります。

新規に受け入れたものについては、各省から公開に関する意見を付けてもらう

ことになっています。非公開部分があるのかないのか、ある場合は公文書管理法第16条のどの項目に該当するものがあるかを、移管時に全て記入していただくという仕組みが出来上がっています。それを元に公開できるものは、最初から目録に公開という情報を付けます。あとは、要審査という形で付けていきます。

事前審査の中で明らかに公開できるものについては、どんどん公開ということを目録上に明記するようにしています。利用者の方には、公開や部分公開と検索結果の画面に出ていれば、すぐにその場で御覧いただけると分かります。要審査と書いてあれば、利用請求にさせていただきます。そういうところも含めて、どのように情報提供していくかだと思います。

先ほど件名単位という話もありましたが、こちらもそこは悩ましいところで、出納単位は簿冊なので、簿冊全部を確認しましょうということにはなっているのですが、件名指定で来る場合もあります。件名だけ審査しても、その簿冊は要審査のまま残ってしまいますので、なるべく全部審査するようにはしているのですが、時間と人員が大変かかります。

(大橋委員)

鶏と卵の関係のようなもので、簡便な方法で利用できるから、この利用が伸びていて、要審査になってしまうとなかなかそこまで利用しようとは思わない方もいるのでは。

(大賀委員)

利用者の方が、先に公開となっている資料を簡便な方法で見ている間に、その間に要審査のものを請求しておくということもあります。

(梅澤委員)

国とは少し違うかと思うのは、県の場合は個人情報絡む場合が多いと思われることです。よって慎重に正確に見ていく必要があります。

(佐伯委員)

事前審査の手間の問題もありますが、簡便な利用方法を進めていかなければいけないという点では、意見の一致がみられるかと思います。

(青柳委員)

受入れにあたって、原課から公開非公開の意見書をつけてもらうことは、絶対にした方がいいと思います。参考にしましょう。

(佐伯委員)

時間がかかるかもしれませんが、そちらの方向で検討していってもらおうことにします。

事務局から資料2-(7)「利用制限基準」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(佐伯委員)

今の基準を見直す必要があるのですか。

(青柳委員)

国立公文書館の基準がほとんどスタンダードになってきていると思うので、新しく基準を公表するのであれば、これに合わせるのが一番妥当だと思います。

(事務局)

戸籍と被差別部落に関しては、ずっと見ていただけないことにしています。時の経過については、今年は何年目にあたるのか、毎年一回一回チェックしていますが、戸籍と被差別部落については年数を限っていません。

(梅澤委員)

近畿府県ではどうですか。

(事務局)

調べられていません。

(梅澤委員)

国の基準もいいのですが、地域の特性も考慮しなければなりません。

(青柳委員)

被差別の問題は難しいです。

(梅澤委員)

しっかりした視点が必要です。

(佐伯委員)

その他のところに「被差別部落に関わるもの」と書くこと自体が、議論になるかもしれません。上の要件に当てはまらないけれど制限を設けるべきものという例外規定だけでも十分かと思います。

(梅澤委員)

公表するのであれば、そういうことになります。

(青柳委員)

研究者の立場からすると、このように制限をかけられると、被差別部落のその後の歴史の研究が全くできなくなってしまいます。研究目的であるかどうか、あるいは個人名や個別の地名は絶対に公表しないとか、研究者として守るべきマナーは当然あります。にもかかわらず資料を保管している側が全く出さないというのは、いろいろと都合が悪い気がします。

(梅澤委員)

研究との絡みでは慎重さが求められる問題もあるかと思います。

(佐伯委員)

研究者の良心が破られたら何も言えないです。

(青柳委員)

見せた側の責任になるのか、研究者の責任になるのか。

(佐伯委員)

この基準は見直して、かつ最後の部分は少し検討した方がいいということでしょうか。公表も必要だと考えられると思います。

(梅澤委員)

近畿府県の情報も参考に入れてもらった方がいいです。

事務局から資料 2 - (8) 「検索・レファレンス」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

今は図書館などでもキーワードを入力すれば、内容や目次まで含んだ形で本のタイトルが上がってくるようになっていきます。そのような形のもう少し便利な検索ツールを導入することはそんなに難しい話ではないと思っています。

新聞社でも各社ともそういった検索ツールのソフトを入れておきまして、「滋賀県、公文書」と打つと一覧が出てくるような、非常に簡単なシステムが出てきています。いろいろな形で縦横に絞れるようにできておきまして、いつ撮影されたものであるか、いつ掲載されたものであるか、あるいは種目別、ジャンル別、あるいはどういう形で掲載されたものであるか、どこから寄せられた原稿であるかといったように、縦横無尽に検索できるシステムになっています。

そう難しいことではないですし、今、使っているエクセルのデータを移し替えることもできますので、もう少し簡便な、利用者にとって使い勝手のいい検索ツールを考えていけたらいいかと思います。

(佐伯委員)

こういう検索システムは、お金がかかるのですね。このように件名が出てきても大変なので、あれば便利ですが。

(梅澤委員)

お金がなく、ゼロからのスタートでした。

(大橋委員)

将来的には、やらざるを得ないと思います。やるのであれば早いうちにしておく方がいいです。移管するたびにどんどんキーワードを打っていくのか、あるいは検索エンジンを入れるのか、いろいろな手はあります。お金がかかるといっても、うちのような地方紙ができるぐらいの額ですので、そう巨額ではないと思います。

(青柳委員)

これは、県政史料室で作成したエクセル形式の目録をそのまま使っているという形ですよ。検索エンジンを使えば、対応できるのですか。

(大橋委員)

自動的に拾ってくるものもありますし、もう少し荒くかけようと思えば自分たちで入力するという手もあります。うちの社でもエクセルではキーワードをいくつか拾って入力していましたが、今は自動的に検索エンジンが拾ってくる形にしています。

(青柳委員)

事例であがっている福井県の文書館とか京都の府立総合資料館は、かなり公文書公開に力を入れてやっている独立館なので、これぐらいのことができれば理想です。県政史料室がどのような陣容で、どのような仕事の増加を見越してやっていくのかという議論をしなければならないと思いますが、時代の要請からすると、こういった検索システムが必要なのは当然だと思います。やれる範囲でどこまでやれるかということになってくると思います。

(梅澤委員)

今までやれる範囲でやってきました。

(青柳委員)

理想を言い続けると、果てがないです。

(事務局)

県政史料室に来てもらえれば、このファイルメーカーで充分検索してもらえますが、インターネットにも何か載せなければということで、去年とりあえずエクセルで載せようと思いました。ファイルメーカーよりも情報量が少なくなって、1画面に乗せられるデータ量が限られますので、このように区切って、明治期の何々分野の1、2としていまして、それをクリックしてもらう形です。検索といっても部分検索のようなものです。検索とは程遠いものですが、これを見て申請していただける数も増えましたし、やれる部分だけやった甲斐があると思っています。

(佐伯委員)

ここは整備してもらう方向になります。検索が今のままでいいというわけではないので、容易に検索できるシステムを整備してもらいたいということです。

事務局から資料2-(9)「デジタルアーカイブ」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

それはもちろんした方がいいです。県政史料室で毎年企画展をしていますけれど、そこで取り上げた史料など、全点を上げるのではなくて、何を見せていくのか、WEBに載せていくのが一番いいかということだと思っているので、その選定基準をどうしていくかです。歴史的に価値があるものか、一連の資料として大きな歴史的事実を表現しているとか、その基準をどう作っていくか。先ほどの優先順位

の話になりますが、デジタルアーカイブにおいて、どのような基準で公表を進めていくか。その基準を考えないといけないでしょう。

(梅澤委員)

展示のものは、出しています。

(事務局)

展示したものは、出しています。簿冊全部ではなく、要所、要所の文書なので、全て出しているわけではないですが、ホームページで公表しています。

年表を作って、年表の出来事に応じた文書がありますということはしています。全部網羅しているわけではありません。おっしゃったように、選定基準をどのように作っていくかがあると思います。

(梅澤委員)

今までは、スタッフの数の関係もあるので、展示を開催したり審査したりしたものをできるだけ活用していこうという考え方でした。一般の人はどういう文書があるのかなかなか分からないですが、年表にしておくのと、この事件の時のどんなことがあったのかということが分かりやすいので、滋賀県の年表を作って、それにぶら下げていきました。それをどんどん増やしていけば埋まっていくだろうという考えです。それは、他の公文書館には少ない例かと思います。

(事務局)

実際は、国立公文書館のように、検索できて、画面で文書が見られるようになれば、デジタルアーカイブとしては理想的なのですが、京都のように、年表にしています。

(梅澤委員)

年表にしているのは、文書がデジタルで見られるかどうかの1つ前の段階で、どういう文書があるかが分かりやすくしたいからです。一般的に、自治体のホームページを見てもまず歴史の部分がないです。この町はどのような経過でできた町かなんてほとんど記述がないです。そういうことがあったので、滋賀県の歴史をそこで見られるようにした方がいい、それに公文書で裏付けてはどうかということで作っていったのです。

(青柳委員)

年表のスタイルは、デジタルアーカイブの導入部分として、今後デジタルアーカイブをやっていこうとしたときにも、それはそれで置いておいたらいいと思います。年表で引けるような資料もどんどん充実させていったらいいのではないかと思います。

(梅澤委員)

ただ、その後の展開が、繋げるようにしないとイケないです。

(大橋委員)

とりわけ、遠方からここに足を運ばなくてもインターネットで見たいというニ

ーズがある分野、例えば琵琶湖の関連のものであるとか、福祉分野であるとか、そういう分野を優先的に進めていただければと思います。

(青柳委員)

展示で出した史料だけではなくて、史料の簿冊を一覧で上げておくと、展示で開けてある部分を見て、その上でさらにその分野について調べることができるので、関連する資料を繋げていくとか、そこから膨らませていく手もあります。導入の仕方だと思います。

(梅澤委員)

先ほどの話に戻りますが、今のものにぶら下げていくのではなくて、システム自体を根本的に変えないといけません。

(事務局)

県のシステムなりいずれかでやらなければならないと思うのですが、独自であるのがいいのか、国立公文書館で作られるシステムに乗っていくのがいいのか、見極める必要があります。ここでいろいろな意見を聴かせていただいて、方向性を出させていたいただきたいところです。

(梅澤委員)

共同利用型システムというのはどういうものですか。

(大賀委員)

今年の館長会議でその話を初めてさせていただいたところです。皆様の御意見を伺った上でということで、まだ始まったばかりの段階です。

(梅澤委員)

図書館では、ある程度のものがパッケージになっていますので、どのメーカーのパッケージを選ぶかの話になります。以前は全てカスタマイズしていましたが、そういう形になっていくのでしょうか。図書館と比べたら、需要がそんなにないです。

(青柳委員)

研究者や具体的にこういったものを調べようという目的がある人にとっては、福井県のような検索の仕方が、一番利便性が高いと思います。ただ、何となく公文書とはどんなものだろうとか、一般の人向けには、京都のような、件名が上がっていてその表紙が上がっていて、それを見て興味のあるものをぱっと見られるこちらのスタイルの方が、面白いしニーズが高いと思います。何を指すのかという話になってきます。

今のところ、年表でというのは、滋賀の歴史とそれに関する公文書に興味を持ってもらおう、もっと深く知ってもらおうというある種導入的な意味でされていると思うのですが、それを追及するのか、それとも、ある程度プロというか、目的をもって公文書を検索する人向けに、検索と連動したデジタルアーカイブを作るのか。

(佐伯委員)

両方が必要になります。

(青柳委員)

本来はそうです。

(梅澤委員)

入り口は、これまでのものを充実していく、さらに先の検索などは、全く新しいシステムを構築していくことだと思います。

(佐伯委員)

これは進めていってもらおうということで意見は一致しています。

事務局から資料 2 - (10) 「情報発信」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

日曜、土曜、祝休日に開けてくれという要望はあるのですか。

(事務局)

前に一度、県政史料室としてではなく県民情報室として開室したらどうかという意見をいただいたことがあります。

(青柳委員)

意見交換の論点にも書いてありますけれど、開けたからといってすごく来るわけでもないです。費用対効果では、開ける方にかなり負担があるので、日曜、土曜、祝日の中で、土曜だけ開けているという館が多いです。全部開けるのではなくてどれかにするとか、スタッフの負担とニーズとの兼ね合いになってくる気がします。

(大橋委員)

どこかは開けないと、普通の会社員などはなかなか利用しにくくなってしまうということはあるかと思います。月 1 回だけ土曜が開いていても、定着しないので、なかなか利用が伸びないかなとも思います。

(梅澤委員)

公文書センターを作った時に、外から 2 階に上がれる階段がありますが、あれはどういう意味で作ったのでしょうか。あれは、本庁が閉まっても、休みの日に上がってくることを前提としていたのでしょうか。

(事務局)

非常用ではないでしょうか。裏口です。

(事務局)

今の場所ですと、県庁舎ですので、土日は開館できません。土日はチェックをされてしか入れません。

(事務局)

利用者には、働いている最中の人はいません。学生や研究者、年配の方などです。図書館のように誰でもやって来る利用者層ではないように思います。

(大橋委員)

京都府立総合資料館を見ていると、ここは月1回水曜が休みで、祝日が休みです。土日はかなり利用者が多いように見受けられます。もう少し扱っている資料の幅が広いとは言えますけれど、必ずしもお年寄りばかりでもありませんし、見ている限りは、平日よりもむしろ週末の方が、人が多いように思います。

(青柳委員)

あそこは図書館機能もありますし、1階のスペースでは高校生が受験勉強しています。

(大橋委員)

1階は除外しても、資料を調べに来ている人の数が、土日は結構多いように思います。

(青柳委員)

個人的にも、あそこは、土曜日にやってくれて非常にありがたいです。

(事務局)

開けたらそういう人が来られるかもしれません。

(大賀委員)

国立公文書館について、補足させていただきますが、月1回の臨時開館は、閲覧室についてはこの年に始めました。展示に関しては、特別展は、期間中休みなしで、20日間なら20日間、土日も続けてやっていました。25年11月から、企画展も土曜日は1階の展示スペースだけ開けるという形で取り組んでいます。

もし始めるのであれば、何から取り組むかです。なるべく一般の方が来やすいところから、見ていただけるスペースを増やすとか、全てをいっぺんに土日オープンにしましょうとするのか、段階的に進めるのか。展示は土曜あるいは日曜も開いていますという形にすると、幅広い層にアピールしやすいのではないかとこの考え方もできます。

資料の閲覧についても、我々の年度計画や年度目標で開館日を増やすということと言われてきましたので、重要な点ですが、まずどこから始めていくかということがあるかと思います。

(佐伯委員)

県政史料室があって、その資料を市民が見ることができるという権利が与えられていると考えると、土日など休みの日にも見ることができるようにする必要があります。その日しか来られない人もいますので、ずっと開ける必要はないとしても、休日に開ける必要はあるかと思います。今の場所では難しいということ

ですので、そこは検討が必要かと思えます。

(事務局)

全てではなくても、月に何回とかするのがいいかと思うのですが、公文書館を新たに建てるとか、既存の施設を使うとかいうことであれば可能です。しかし、今のところでは、条例化の話もありますけれど、公の施設にすることも難しいということがありますので、なかなか難しいと考えています。

(佐伯委員)

企画展示も平日にしか来られないことになります。

(事務局)

企画展示を別の場所でするといったことであれば可能かと思えます。

(大橋委員)

夏は開けていらしたのですでしたか。

(事務局)

盆休暇は3日間休みになるのですが、開庁日で、職員が1人は来ています。その時に来てもらうことは可能です。

(梅澤委員)

閉庁日ではないのですね。

(事務局)

閉庁日ではないです。

(青柳委員)

県民のアクセス権を土日祝はどうするかという問題で、それが今の県庁では無理ということだと、例えば、デジタルアーカイブで代替するとか、企画展示についてもデジタルミュージアムのような格好で、そちらで見ってもらうという位置づけは可能かと思えます。

(大橋委員)

デジタル化の道は遠いので、民主主義の基盤であることを考えると、もう少しアクセスしやすい、足を運びやすいような方法を考えてもいいかと思えます。

(青柳委員)

土日祝のどれかは開けられないかという方向です。

(大橋委員)

一気に進めるのは難しいと思えますが。

事務局から資料2-(11)「調査研究」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

情報紙というと例えばどのようなものですか。

(事務局)

県民情報室だよりは職員向けで、一般の方向けには出していません。一般の方向けに、企画展示のお知らせや講演会の案内などを載せた形で、そこに所蔵資料の紹介の記事も載せつつ、県政史料室に来た利用者の方に持って帰っていただけるパンフレットのようなものはどうかと考えています。

(青柳委員)

滋賀のイベント情報のような、新聞での展示の記者発表のようなものは。

(大橋委員)

してくださっています。各紙取り上げています。いろいろと面白いことをされているので。

(事務局)

持って帰っていただく紙が1枚ものしかありませんので、もう少し体裁のいいものがないかと思っています。

(梅澤委員)

ただ、紙媒体がどのくらい浸透するのかです。紙媒体だとあちこちに置かなければなりません。そういう問題も考えていかないとはいけません。パンフレットスタンドでは捨てられていくものもあります。実効性を考慮してどういう形で出して配布していくのかも考えなければいけません。

(事務局)

もう一つは、公文書館機能として、研究があります。現状で研究をたいしてやっているわけではないので、どのくらいすればいいのかということが悩ましいところです。

(青柳委員)

調査研究の研究というと、ある程度、専任の調査研究員のような人がいて、その人が調査研究をして、それを展示にリンクさせていくといった方向を考えないといけません。スタッフの有り様にかかわって来るかと思います。

(梅澤委員)

そういう人を置くというぐらいの話でないと、今、閲覧申請を一生懸命審査している人がすることはできません。今の人にやってもらおうと仕事が進みません。展示するにあたって、ここには何があるかということを見て、その成果を研究発表とリンクさせる形なら効率的かなと思います。

(青柳委員)

現状ではそうやって、年に6回しているのであれば、今のところはそのやり方しかないかと思っています。今後の県政史料室をどのように構想していけるのかです。

事務局から資料2-(12)「職員の資質」に基づき、説明を行った。

< 質疑応答 >

(青柳委員)

今、県政史料室のスタッフは3人で回しているのですか。

(事務局)

企画展示や閲覧対応は3人です。今、件名目録を作っていますので、それが3人です。あと私(中井参事員)がいますので、部屋には7人います。レファレンスや企画展示は3人でしています。

(佐伯委員)

この人たちが、展示の紹介記事を書いているのですか。

(事務局)

そうです。

(青柳委員)

まだ嘉田知事だったころに、歴史的公文書の保管と公開に関する答申をしたときに、公文書館を作り、そこに専門の職員を置いてくれと言っていたのですが、公文書館については難しいと、職員については、専門は置ききれないけれど、嘱託職員を複数名置くということでやってきたのだと思います。

ただ、その後、年月が経って、企画展示といったその頃考えていなかったけれど今はすごく頑張っているような事業がたくさん出てきていて、明らかに業務負担が増えています。今日話した内容は、それぞれ県政史料室の今後の仕事を増やす方向で話をしています。開館日数を増やすとかデジタルアーカイブとか、企画展示の部分についても、ほとんどが増強策です。ですから、スタッフの有り方から考えていかないと、将来、ここで議論しているようなことを実現するのは難しいのではないかと正直思います。

専任の人を必要な人数雇うということは理想ですが、県の財政状況としては厳しいと思います。今、嘱託で来てもらっている人をどの程度専任で切り替えられるかということは、それもいろいろ問題があるかもしれませんが、現在の雇用上の問題と、それをどのようにケアしていけるかについて、具体的な方針や展望がありましたら、お示し願います。

(事務局)

非常勤職員7名で今やっていますが、この事業を実際にするには難しいかと思っています。ここでは、正規で雇用する時にはどのような人がいいか、どのような資格を持っている人がいいかということをお聞かせいただければと思っています。

何人であるかということについては、ここで話をさせていただくわけにはいかないのですが、正規の職員がいないと、過去の閲覧状況とか歴史を紹介するにしても、しっかりとできないということはあると思いますので、そういう人を確保する必要があると考えています。

(青柳委員)

正規職員の話で言いますと、私は滋賀大学の史料館にいたのですが、滋賀大学で過去にバイトしていた人がこちらに来て、既に何人か入れ替わっています。あまり長く務めている人がいない気がしています。ある一定期間、滋賀の公文書に精通・習熟して、その蓄積をもって調査研究を進めていくとなると、ある程度長い年月いてもらった方がいいのではないのでしょうか。そうすると、正規職員か、あるいは非常勤の嘱託であっても安定していただける環境が必要ではないかと陰ながら思っていました。

(佐伯委員)

正規の職員として、県政史料室ですずっと定年までいる人を採用するようなシステムにはなっていません。いろいろな部署を回るようになっていきますので、専門職という採用の枠がありません。そこから抜本的に考えてもらわないと、十分な対応ができないことになります。現時点の対応としては、非常勤の方に頼らざるを得ないですが、そういった方も代わっていくことがあり得ます。

(梅澤委員)

非常勤でもあまり条件が良くありません。少し制度が変わりましたが、以前は、非常勤は5年しか勤務できませんでしたから、「公文書でたどる近代滋賀のあゆみ」を作ったときのスタッフはちょうど5年で全員いなくなりました。先生がおっしゃるように、蓄積したものが全て消えていく可能性があります。

ただ、正規の人を入れてそこに張り付けておくことに問題がないわけではありません。正規職員として採用しても、例えば文化財保護課や図書館など、専門職として少し動ける範囲を持っていないと、弊害が出ないわけではないと思います。

(事務局)

うちの嘱託職員は最長5年ですので、繋がっていかないということもあります。

(青柳委員)

先ほどの議題で出ていたレファレンスのデータベース化は、やった方がいいと思います。経験の蓄積になります。ただ、それはそれとして、もう少し人の定着を図っていかないと難しい気はします。

今は、研修は受けられるのですか。

(事務局)

研修も受けられるようにしようと考えています。

(梅澤委員)

非常勤ですから、国立公文書館の研修に行かせることはできないのですか。

(事務局)

今年からやろうとしています。

(梅澤委員)

それで5年でいなくなるともったいないです。

(青柳委員)

逆にそうです。もう少しいられるような設計ができればと思います。

(梅澤委員)

最終的には、条件が良くないので、いい条件があれば出ていきます。それは止められないです。

(青柳委員)

それに見合うような条件を滋賀で提示できるかということになります。

(梅澤委員)

早い人は1年ぐらいで、他の大学などからオファーが来て、行ってしまいます。

(青柳委員)

滋賀でも、もう少し安定した持続的な事業が考えられるような体制を考えた方がいいかと思います。

(梅澤委員)

レファレンスのメモは残していますか。

(事務局)

残っています。それをデータとして共有化できるようにしています。

(青柳委員)

レファレンスマニュアルのようなものですね。

(梅澤委員)

先ほどの紙媒体ですが、何もないのも寂しいという話でした。県立図書館は、「県立図書館だより」という館報がありました。しかし印刷予算にしわ寄せが行き、デジタル版に余儀なくされました。

(事務局)

何か持って帰ってもらえるようなものがあればと思っています。

(梅澤委員)

皆がデジタルで見られるわけではありません。体裁のいいものがあつた方がいいです。

(青柳委員)

御高齢の方を考えると、むしろ紙媒体は絶対なくてはなりません。

(梅澤委員)

県立図書館もOPACで検索できるようにしていますけれど、以前は年に1回、蔵書目録を冊子体にまとめていました。

(事務局)

企画展示をしますと、新聞などに載せていただいています。来られた方が、展示のスペースが非常に少ないので、ぱっと見たら終わってしまい、物足りなさを感じておられるようです。先ほど、施設の整備のところでありましたけれど、常設展示で県政の歩みを展示するなど、もう少し来た時に見ていただけるものがあればいいのではないかと思っています。

(佐伯委員)

来た時に説明してもらえそうな職員がいると助かります。この文書はこういうものだというように、歴史を語れる方がいらっしゃるといいと思います。なかなか難しい問題で、簡単に結論を出せないです。

(梅澤委員)

常設のものは、少しあってもいいかと思います。県政が分かる年表や主だった歴代の知事など。

(大橋委員)

足を運ぶきっかけにはなります。きっかけがないと、なかなか足を踏み入れないので。

事務局から資料 2 - (13) 「県政史料室の位置付け」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(佐伯委員)

今の庁舎の中に入っている状況では、公の施設として位置付けることはできないのですか。

(事務局)

庁舎の中では、できません。

(梅澤委員)

佐賀県の場合はどうなのですか。

(事務局)

佐賀県は別館で、建物が別になっています。下が文書庫で、上は他の機関も入っていましたが、今は、その 1 室だけになっています。

(梅澤委員)

作られたのは 3 年ぐらい前でしたよね。

(事務局)

看板は大きなものがかかっているのですが、中は 1 室でうちよりも少し狭いぐらいです。

(青柳委員)

併設しているのは大阪府公文書館で、これは行政機関と併用であると。青森県公文書センターは、県庁舎の一部で規則であると。独立施設でない場合は、規則か要綱で対応した方がいいという話でしょうか。

(佐伯委員)

条例で公の施設として位置付けたなら、自治体は正当な理由がなければ、住民の利用を拒めないということになります。条例で定めているところは、土曜や日曜のどちらかを開けているけれど、要綱や規則で定めているところは、土日開け

ていなくてもいいとなっているのではないですか。

(事務局)

完全には一致していません。

(佐伯委員)

そういう傾向はありますか。

(事務局)

傾向はあります。

(佐伯委員)

滋賀県の場合は無理ですが、公文書管理条例はできるので、県民の請求権はそれによって担保できます。

(事務局)

滋賀県も公文書館として、公文書館長会議にも混ぜてもらっていますが、本当に公文書館なのか。大阪府は、要綱で公文書館であると名乗っています。兵庫県の場合は、公文書館ではなく県政資料館と言っていますが、公文書館長会議にも呼ばれています。公文書館であると言ったらそれでいいのかと思ってしまうところもあります。

(梅澤委員)

滋賀県のあの建物は、公文書センターとして作ったのですか。

(事務局)

そうです。

(梅澤委員)

あれは、県庁の新館とは違います。建物の建設時の補助率も違っていると聞いた覚えがあります。あの建物は、当初から公文書館といってもいいものだったようです。

(佐伯委員)

今、県政史料室の室長はいるのですか。

(事務局)

室長は、県民情報室長になっています。

(事務局)

県政史料室という名札はかかっていますが、組織上はないのです。閲覧要綱では県民情報室で閲覧となっています。

(佐伯委員)

要綱でも利用請求は室長に対してすることになっているのですか。

(事務局)

そうです。

(佐伯委員)

これは、条例化は難しいので、要綱や規則で対応するというのでしょうか。

(事務局)

難しいのですが、公文書館と名乗りたい思いもあります。

(梅澤委員)

この際、中の組織のことがきちんと整理できればいいです。

(佐伯委員)

全体を通して、御意見等ありますか。

(梅澤委員)

この12のアーカイブズ学会のアーキビストの資格の件ですけれど、3年ぐらい前の九州の大会でこの話が出て、意見がそんなにまとまっていなかったと思うのですが、その後どうなったのですか。これを唯一のものとはできないでしょう。

(大賀委員)

館としては、特にご意見を申し上げる立場にはありませんが。

(梅澤委員)

国がそういう制度を設ければいいのですが、それがないので、勝手に学会が認定という形にしてしまうと、混乱するのではないかという意見もあったと思います。

(青柳委員)

国としての取組はあまり積極的ではないです。何らかの研修でスキルをあげてもらふことは必要だと思います。

今の情報公開の流れや、先ほど大橋さんが民主主義の根幹とおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、基本的には、増強拡充で頑張っていくべきです。

県政史料室の位置付けのところで、規則や要綱という話になりましたが、要綱の見直しなど、そういった整備の問題も含めて、ここでいろいろ話し合っていますが、ここではビジョンというかこうあるべきということを考えていると思いますので、それをどう裏付けていけるか、具体的にやっていけるかというところで、県の皆さんに頑張っていたきたいです。

(2) 今後のスケジュール

事務局から、資料3に基づき、説明を行った。

3 閉 会